

厚生発 0326 第 10 号  
6 輸国 第 4629 号  
令和 7 年 3 月 26 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)

農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正  
について

我が国からカナダ向けに輸出する牛肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 CA-A1「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方  
よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

- 1 手続規程の別表 1 及び 2 について、以下の改正を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表 1 カナダ 輸出証明書の発行(法第 15 条第 1 項)	以下を削除 牛肉(別紙 CA-A1)(厚)
別表 2 カナダ 輸出証明書の発行(法第 15 条第 2 項)	以下を追加 牛肉(別紙 CA-A1)(厚)

2 別紙 CA-A1 について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文5の認定等の手続に必要な手数料とともに申請する旨、追加した。
- (2) 本文6の認定後の事務の食肉衛生証明書の発行を食肉衛生検査所等が行うよう変更した。
- (3) 本文6の認定後の事務について、定期的な確認等における地方厚生局の輸出食肉検査担当官による認定と畜場等及び食肉衛生検査所への査察頻度を減ずることを可能とした。
- (4) 本文7の食肉衛生証明書の記載方法にカナダ当局へ確認した記載方法を反映した。
- (5) その他所要の改正。